

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方案からの主な変更点・
新旧対照表

※下線部分が変更点を示す。

成案	原案
<p>第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化</p> <p>第1 業務委託事業者に求められる事項 (本法第3条及び第6条第3項)</p> <p>1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等 (本法第3条)</p> <p>(3) 明示すべき事項 (本法第3条第1項及び本法規則第1条)</p> <p>キ 報酬の額及び支払期日 (本法規則第1条第1項第7号及び同条第3項)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(イ) 消費税・地方消費税について</u> <u>「報酬の額」の明示に当たっては、本体価格だけでなく、消費税・地方消費税の額も明示することが望ましい。また、いわゆる内税方式として消費税・地方消費税込みの「報酬の額」を明示する場合には、その旨を明確に記載する必要がある。</u></p> <p>第2 特定業務委託事業者に求められる事項 (本法第4条及び第5条)</p> <p>2 特定業務委託事業者の遵守事項 (本法第5条)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 期間の始期と終期 期間の始期と終期は、①単一の業務委託又は基本契約による場合、②契約の更新により継続して行うこととなる場合によって異なる。 なお、特定業務委託事業者が特定</p>	<p>第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化</p> <p>第1 業務委託事業者に求められる事項 (本法第3条及び第6条第3項)</p> <p>1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等 (本法第3条)</p> <p>(3) 明示すべき事項 (本法第3条第1項及び本法規則第1条)</p> <p>キ 報酬の額及び支払期日 (本法規則第1条第1項第7号及び同条第3項)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2 特定業務委託事業者に求められる事項 (本法第4条及び第5条)</p> <p>2 特定業務委託事業者の遵守事項 (本法第5条)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 期間の始期と終期 期間の始期と終期は、①単一の業務委託又は基本契約による場合、②契約の更新により継続して行うこととなる場合によって異なる。 なお、特定業務委託事業者が特定</p>

受託事業者に業務委託を行ってから1か月以上の期間を経過した業務委託のみならず、1か月以上の期間行うことを予定している業務委託や、契約の更新により通算して1か月以上継続して行うこととなる予定の業務委託も、本条の対象となることに留意が必要である。また、「政令で定める期間以上の期間行うもの」の期間の計算については、初日を算入する。

ア・イ (略)

(2) (略)

受託事業者に業務委託を行ってから1か月以上の期間を経過した業務委託のみならず、1か月以上の期間行うことを予定している業務委託や、契約の更新により通算して1か月以上の期間継続して行うこととなる予定の業務委託も、本条の対象となることに留意が必要である。

ア・イ (略)

(2) (略)

※ この新旧対照表には、修辞上の修正といった原案からの軽微な変更は含まれておりません。